

# 津市農作業機械等修繕費支援事業補助金交付要綱

令和8年3月27日訓第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小規模農業者が所有する農作業機械等の修繕費を支援することにより、安定的な農業経営を促進し、離農の抑制を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模農業者 本市の区域内に住所を有する者で、前条の補助金の交付を受けようとする日の属する年度（以下「申請年度」という。）の前年分の農業所得が400万円未満であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

ア 本市の区域内の農地を30アール以上耕作している者

イ 申請年度の前年分の農産物の販売実績額が50万円以上である者

(2) 農作業機械等 小規模農業者が所有する農業の用に供する機械又は施設をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「農作業機械等修繕費支援事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象等)

第4条 補助金は、小規模農業者に対し、農作業機械等の修繕又は点検整備（申請年度の前年度の3月1日から申請年度の2月末日までに実施したものに限る。以下「修繕等」という。）に要した費用の総額（以下「交付対象経費」という。）をその対象とし、交付対象経費が5万円以上である場合に、これを交付するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする小規模農業者（以下「申請者」という。）が他に修繕等に係る金銭援助を受ける場合（共済金、保険金等により補てんされる場合をいう。）は、その額を交付対象経費から控除するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が10万円を超えるときは、10万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 一の年度における補助金の交付は、同一の申請者につき1回限りとする。  
（交付申請の期限）

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、申請年度の2月末日とする。  
（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、農作業機械等修繕費支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 申請年度の前年分の農業所得が確認できる書類の写し

(2) 本市の区域内の農地を30アール以上耕作していること又は申請年度の前年分の農産物の販売実績額が50万円以上であることが確認できる書類の写し

(3) 修繕等の内訳が分かる見積書等の写し

(4) 修繕等の費用を支払った領収書等の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行うとともに交付すべき補助金の額を確定し、その旨を農作業機械等修繕費支援事業補助金交付決定及び確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（適用除外）

第9条 補助金については、規則第12条の規定にかかわらず、実績報告書（規則第6号様式）の提出を要しないものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓の施行の日から令和9年3月31日までの間における第4条の規定

の適用については、同条中「申請年度の前年度の3月1日」とあるのは「申請年度の4月1日」とする。

第1号様式（第7条関係）

農作業機械等修繕費支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

（法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所又は事業所の所  
在地、名称及び代表者の氏名  
電 話

年度において、農作業機械等修繕費支援事業補助金の交付を受けたいので、津市農作業機械等修繕費支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、農作業機械等修繕費支援事業補助金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 修繕等を実施した農作業機械等	
2 修繕等を実施した日 （複数の場合は対象日を全て記入）	年 月 日
3 修繕等に要した費用の総額 （交付対象経費）	円
4 交付申請額（上限10万円） ※ 交付対象経費の2分の1の額 （1,000円未満切り捨て）	円

※ 申請者（法人その他の団体にあつては、代表者）の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第8条関係）

農作業機械等修繕費支援事業補助金交付決定及び確定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（所在地）

（氏名・法人名等） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付で申請のあった農作業機械等修繕費支援事業補助金を下記のとおり条件を付けて交付しますので、津市農作業機械等修繕費支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交付決定額及び確定額

金 \_\_\_\_\_ 円

条件

- 1
- 2
- 3

備考

- 1 この通知の内容及び条件について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して10日以内に、申請の取下げができます。
- 2 補助事業等については、津市監査委員の監査を受ける場合があります。